

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成27年2月12日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第3号 平成27年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取
について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	里 村 一 成
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
学校教育課長	上 道 貴 志	教育支援課課長	富 治 林 順 哉
教育総務課主幹	井 上 宜 久	学校教育課主幹	安 留 岳 宣
生涯学習課主幹	今 莊 真 樹	一貫教育課総括指導主事	海 老 瀬 正 純
一貫教育課総括指導主事	市 橋 公 也	教育支援課総括指導主事	出 江 英 夫

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

開会宣言 委員長が2月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成27年2月9日)
- (2) 平成26年宇治市ジュニア文化賞等について
- (3) 平成26年宇治市スポーツ賞について
- (4) 議会会派要望について
- (5) 要望書について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

[説明]

(1) 文教福祉常任委員会について(平成27年2月9日)

平成26年度宇治市小中一貫教育についてのアンケート報告書について

自動車破損事故に係る専決処分の報告について

事故発生日時は平成26年9月30日の午後4時10分頃、事故発生場所は宇治市槇島町本屋敷35番地の1、宇治市立槇島中学校の敷地内である。事故の概要は、槇島中学校敷地内の屋外で、文化祭準備のために生徒が塗装作業を行っていたところスプレー粉が飛散し、隣接の自動車販売店敷地内に駐車していた3台の車両に塗料を付着させ、損傷を与えたものである。損害賠償の相手方は車両3台の所有者3名であり、損害賠償の額はそれぞれ164,938円、19万円、13万円、合計48万4,938円である。なお、本損害賠償については、全国市長会の保険によって全額補填される予定となっている。

また、今回の事故を受けて、学校では当該場所を立ち入り禁止にする等の指導を行い、市教委からは市立全小中学校に対して注意喚起の文書を送付するとともに、当該場所のフェンスを目隠しフェンスに取り替える等の対応を行ったところである。

(2) 平成26年宇治市ジュニア文化賞等について

宇治市ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞は、市内の小中学生及び高校生等の文化に関する意識の高揚や振興を図るため、文化活動に関して優秀な成績を収めた者または顕著な成果を挙げた者に対し、表彰するものである。ジュニア文化賞は、国内の各種のコンクール等において全国6位・近畿1位に相当する成績を収めた者・団体と、国外の各種のコンクール等において上位6位に相当する成績を収めた者・団体を、ジュニア文化奨励賞は、ジュニア文化賞の基準には満たないが今後の活躍が強く期待される者・団体を表彰する。今回のジュニア文化賞は3件、ジュニア文化奨励賞は3件であった。

表彰式は、平成27年3月1日(日)に宇治市文化センターで開催される。

(3) 平成26年宇治市スポーツ賞について

宇治市スポーツ賞は、体育・スポーツの普及振興と競技力の向上を図るため、スポーツ基本法第20条の規定に基づいて、スポーツに関して優秀な成績を収めた者や、体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した者等に対し、表彰を行うものである。今回の受賞は、功労賞として、地域スポーツや生涯スポーツ・競技スポーツの団体役員として20年以上にわたりご活躍いただいた方8名、優秀団体賞として、全国大会で優秀な成績を収めた1団体、優秀選手賞として、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた方等7名、ジュニア賞として、全国大会で優秀な成績を収めた小中学生10名、奨励賞として、近畿大会で優秀な成績を収めた小中学生5名、合計1団体、個人30名の計31件となっている。

表彰式は、平成27年3月1日(日)に宇治市文化センターで開催される。

(4) 議会会派要望について

日本共産党宇治市議員団より要望書の提出があった。

(5) 要望書について

平成26年11月27日付で、宇治市視覚障がい者協会会長より要望書、平成27年2月4日付で、女声合唱サークル「小さな星たち」代表より「小倉公民館の階段のバリアフリー化についての要望書」の提出を受けた。

(6) 宇治市教育委員会後援事業について

立命館宇治中学校・高等学校の『第13回鳳凰杯中学生スピーチコンテスト』他8件、計9件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 宇治市ジュニア文化賞・文化奨励賞について、例年と比べて件数の変動はあるか。

[事務局] ジュニア文化賞・文化奨励賞ともに、今年は推薦件数自体が少なく、全体の受賞件数も少なくなっている。

日程第4 議案第3号 平成27年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、平成27年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から2月10日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は「平成27年度宇治市一般会計予算」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて」、「宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについて」、「宇治市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

まず「平成27年度宇治市一般会計予算」について、教育関係歳出予算の集計としては、総務費の市民会館運営費及び民生費の善法・河原青少年センター関係費を合わせた教育費の合計が50億5,069万1千円で、前年度より6億7,803万2千円、11.84%の減となっている。一般会計予算総額に占める割合については、平成27年度は8.24%で、前年度より1.15ポイント低くなっている。

特徴的な事業として、地域住民生活等緊急支援のための交付金〈地方創生先行型〉を活用した事業がある。国において平成26年度の補正予算が組まれた中で、地域住民生活等緊急支援のための交付金が計上され、それを活用して地方創生に向けて取り組むため、平成26年度3月補正予算での対応と併せて、平成27年度の予算と同じ枠組の中で執行していく予定としている。教育に係るものとしては、「『宇治学』推進事業費」、「スクール・サイエンス・サポート事業費」、「源氏物語ミュージアム広報活動費」、「映像資料整備費」が挙げられる。

『宇治学』推進事業費」は、市内の全小学校において実際に宇治茶を体験してもらうために292万円を、「スクール・サイエンス・サポート事業費」は、京都大学と連携して現在課題となっている理数系教育の推進について協働研究していくために60万円を、「源氏物語ミュージアム広報活動費」は、昨今外国人観光客が宇治市にも多数来られていることから、さらなる誘客を図る広報を展開するために115万円を、「映像資料整備費」は、中央図書館に今まで配架できていなかったCD・DVDを整備するために260万円を計上している。

その他の重点的取組については、「豊かな人間性を育む学校教育の充実」として、「図書館教育充実事業費」、「心と学びのパートナー派遣事業費」、「学校支援チーム活動費」を拡充、『宇治学』副読本作成業務委託事業」を新規計上している。「図書館教育充実事業費」は、これまで学校に7名の図書館司書を配置しているが、新たに1名の図書館司書を配置し、今までの7つのユニットを8つに増やし、学力の向上についての視点も持ち合わせた上で学校としっかりと連携していくために、3年間の研究事業として取り組むものである。「心と学びのパートナー派遣事業費」は、これまで全中学校と小学校2校に派遣事業を行っていたところを、昨今の学校現場での様々な困難事象等に対応するため、小学校への派遣を新たに2校追加するものである。「学校支援チーム活動費」は、今年度から本格的に学校支援チームを設置して学校への支援に努めているが、さらにスクールソーシャルワーカーと顧問弁護士を配置するものである。『宇治学』副読本作成業務委託事業」は、京都文教大学と連携して推進している「宇治学」の副読本を作成するため、債務負担行為を設定し、平成27年度から30年度にわたって2,200万円を計上するものであり、対象は小学校3年生から中学校3年生である。

次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて」及び「宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の委員長と教育長とを一本化した新「教育長」が設置され、委員長が廃止されること、現行の教育長は任命に議会同意を必要とする教育委員会委員としての特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を有するものであったが、新「教育長」は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職となり、特別職の身分のみを有することから、関係条例の改廃を行うものである。

改廃の内容としては、「宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を廃止、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」で教育長の給与について規定し、「宇治市職員旅費条例」別表中の特級

区分に教育長を追加し、「宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例」の題名を「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」に改める。続いて、教育委員会委員長が廃止されるため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表から、教育委員会委員長の項目を削除する。また、「宇治市職員の退職手当に関する条例」第1条中「職員（特別職及び教育長の職に属する職員を除く。）」を「職員（特別職の職員を除く。）」に改める。

以上の条例改正の施行日は平成27年4月1日となるが、条例の施行の際現在に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するため、附則において経過措置を定める。

「宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについて」は、宇治市教職員住宅は昭和48年に笠取小学校勤務の教職員用の住宅として建設され、設置から22年間で延べ8人の教職員が居住してきたが、その後マイカーの普及や京滋バイパス開通等の交通アクセスの向上により平成6年から入居者がいない状態が続いており、教育委員会としては今後、笠取小学校に勤務する教職員のための住宅の設置は不要と判断し、本条例を廃止するものである。また、現在の建物は平成27年度中に撤去する予定としている。

最後に「宇治市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明する。平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的とした「子ども・子育て関連3法」が公布され、これらの法律に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から施行されることとなった。「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園運営に係る人件費や管理費等の全体額を使用料として設定し、幼稚園保育料は、その一部として、国の定める額を上限として所得階層ごとに市町村で額を定めることになる。本改正は、その制度趣旨を踏まえた改正を行うと同時に、これまで減免措置としていた保育料軽減額や国基準に沿った多子減免についても反映した新たな幼稚園保育料の設定を行うため、条例の一部を改めるものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が2月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時）